

令和7年5月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令7年5月12日(月) 午前9時30分から10時30分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○	17番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○	1番	望月 稔
農業委員	○	2番	佐野 宏一郎
〃	○	3番	田村 英俊
〃	○	4番	宮崎 和洋
〃	○	5番	谷津倉 寛
〃	○	6番	笛古 時男
〃	○	7番	望月 芳久
〃	○	8番	齋藤 勝
〃	○	9番	鈴木 一孝
〃	○	10番	新舟 進
〃	○	11番	長尾 忠
〃	○	12番	佐野 隆洋
〃	○	13番	太田 篤子
〃	○	14番	渡邊 敏行
〃	○	15番	山本 恵
〃	○	16番	齋藤 金昭
〃	○	18番	後藤 環
〃	○	19番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 査 佐藤 信子
主 査 小林 靖尚

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【会長】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め3番田村英俊君、4番宮崎和洋君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布しております「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第18号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第23号「農地返還通知書の受理について」の報告までの計6件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【会長】

最初に、議案5ページの議第18号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

鷹岡地区19番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、高齢化により耕作が難しい。譲受人は、数年前から申請地の一部を家庭菜園などで借りていた。本地を取得して農業に従事したいと考えており、特に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要

件を満たすと考えます。

【会長】

鷹岡地区 19 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区 19 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区 20 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は高齢のため耕作管理できない。譲受人は、静岡で耕作経験があり、北側隣接地の空家を購入して、次男とともに農業経営を考えている。現在、申請地は荒れているが、耕作管理計画書が提出されており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会長】

大淵地区 20 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区 20 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、須津地区 21 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は判決により土地を売却しなければならない。譲受人は九州出身で富士宮市に在住、九州の土地を売却し、代替地を取得し耕作をしたいと考えている。申請地近隣でも耕作をしており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会長】

須津地区 21 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

須津地区 21 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

続いて、議案 7 ページからの議第 19 号 「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」審議をお願いします。

大淵地区 16 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

本案件の事業計画について、確認が必要と考えます。

計画では農地に復元することとなっているが、埋め戻しの土の量、質について。事業を行うことで予想される騒音、振動等の責任の所在について。申請地は、現在、遊休農地化しているが、事業終了後、地主は農地をどのように管理するのか。細澤建材興業の同様事案の過去実績について。説明会から2年経過して県から許可が下りている理由等について確認をしていただきたい。

【会長】

大淵地区 16 番については、事業計画について確認し、翌月に再審議を行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、再審議する事いたします。

次に、吉永地区 17 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請人が、橋梁工事を行うための現場事務所、資材置場として使用する一時転用案件です。富士市発注の公共工事に伴う一時転用であるため、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の計画は、借り手である建設会社が、橋梁工事を行うための現場事務所、資材置場として使用する期間の一時転用案件である。工事の発注者は富士市であるため問題ないと考えます。

【会長】

吉永地区 17 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区 17 番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

続いて、議案8ページの議第 20 号 「非農地証明申請書の審議について」の審議をお願いします。

大淵地区 10 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、申請者の祖父が取得し管理していた。申請者の幼少期から利用方法は変わっておらず、住宅敷地として一体利用しており、農地としての復元が難しい状況である。当時の状況は不明だが、農地法の手続きがされていなかったとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

大淵地区 10 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区 10 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、議案 9 ページの議第 21 号 「農地法第 5 条第 1 項の許可に係る買受適格証明について」の審議をお願いします。

大淵地区 1 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

出願人は、市内に事務所を持つ不動産業者で、会社で使用している建築資材や看板等を置く場所にしたいとのこと。現在、転用地は砂利敷きになっており、事務所からも近い場所にあるため問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

大淵地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で「農地法第5条第1項の許可に係る買受適格証明について」の審議をお願いします。

次に、議案10ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項についてを終わりとします。

議事等はすべて終了しました。

令和7年5月12日

農業委員会会長 _____

同 委員 _____

同 委員 _____